

忠岡町災害派遣手当に関する条例

〔昭和39年3月25日〕
条例第24号

改正 平成7年10月2日 条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて、本町に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本町に到着した日から起算し、同地を出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則 略

別表

本町に滞在した期間	施設利用区分 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 本表中、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、「その他の施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条のホテル営業及び旅館営業の施設であること。
- 2 滞在期間中に利用施設を変更したときは、変更した日からかかる手当額は、変更後の施設区分による。